

新清掃工場整備運営事業

特定事業の選定

平成 30 年（2018 年）10 月

立川市

立川市（以下「市」という。）は、新清掃工場整備運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）」に準じて実施することとし、同法第5条の規定により実施方針を策定し、平成30（2018）年7月5日に公表した。

このたび、PFI法第7条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表する。

1. 事業の概要

（1）事業名

新清掃工場整備運営事業

（2）本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 立川市新清掃工場

種 類 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）

（3）公共施設等の管理者

立川市長 清水 庄平

（4）事業目的

「新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方」及び「立川市新清掃工場整備基本計画」に基づき、本施設の整備及び運営について、民間企業の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的とする。

（5）事業概要

本事業は、立川市新清掃工場（以下「本施設」という。）の整備及び運営をDBO（Design ^{デザイン} Build ^{ビルド} Operate ^{オペレイト}）方式により実施する。

なお、事業期間は平成55（2043）年3月31日までを予定しているが、本施設は35年使用することを予定し、整備運営を実施する。

(6) 本施設の概要

(ア) 計画年間処理量

29,196 t /年

(イ) 施設規模

120 t /日 (60 t /日×2 炉)

(ウ) 処理方式

ストーカ方式

(エ) 処理対象物

- ①燃やせるごみ
- ②可燃性粗大ごみ
- ③処理残さ (可燃)

(7) 本事業の業務内容

本事業において民間事業者が実施する業務は、次の1) 及び2) に掲げるものとし、各業務の詳細については、入札公告に示す。

1) 本施設の設計・建設に関する業務

【本施設の設計に関する業務】

- ① 本施設の設計
- ② 市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請に必要な図書一式の作成
- ④ 市が行うその他許認可申請に必要な図書一式の作成

【本施設の建設に関する業務】

- ① 本施設の建設
- ② 既存構造物及び地中障害物撤去
- ③ 汚染土壌の掘削除去、搬出及び処理
- ④ 樹木の伐採、抜根及びそれに伴う処理
- ⑤ 不発弾調査

2) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務
- ② 労働安全衛生等業務
- ③ 維持保全管理業務
- ④ 環境管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ 防災管理業務
- ⑦ 事業期間終了時の処置に関する業務

(8) 事業期間

1) 設計・建設業務

契約締結日（平成 31（2019）年 6 月下旬）から平成 35（2023）年 2 月 28 日までの 3 年 8 か月

2) 運営・維持管理業務

平成 35（2023）年 3 月 1 日から平成 55（2043）年 3 月 31 日までの 20 年 1 か月

(9) 対価の支払

本事業における民間事業者への支払は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

1) 施設整備請負費

市は、本施設の設計・建設業務を行う者（以下「建設事業者」という。）に対して、設計・建設業務の実施の対価を支払う。

支払は、基本的に出来形に応じて年度毎に支払うものとする。

2) 運営業務委託料

市は、本施設の運営・維持管理業務を行う者（以下「運営事業者」という。）に対して、運営・維持管理業務の実施の対価を支払う。

支払は、運営・維持管理業務が適正かつ確実に遂行されたことを市が確認したうえで、月毎に支払うものとする。

2. 市が自ら事業を実施する場合とDBO方式により実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業をPFI法に準じ、DBO方式として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とし、次のとおり評価を行った。

- ① 定量的評価（事業期間全体における市の財政負担額の評価）
- ② 定性的評価（民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等の水準の評価）
- ③ 上記による総合的評価

なお、市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 定量的評価

1) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が自ら実施する場合及びDBO方式により実施する場合の財政負担額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

(ア) 事業費等の算出方法

項目	市が自ら実施する場合	DBO方式により実施する場合
財政負担額の主な内訳	①建設費 ②運営費 ③起債金利 ④施工監理費	①建設費 ②運営費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤モニタリング費用
共通の条件	①事業期間：建設期間3年8ヶ月、運営期間20年1ヶ月 ②年間計画処理量：29,196t/年	
資金調達に関する事項	①循環型社会形成推進交付金 ②起債 ③一般財源	同左
各種費用の設定	他自治体等の同種施設の契約実績等をもとに設定	他自治体等の同種施設の契約実績等をもとに設定

(イ) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
割引率	1.106%	過去 20 年間の長期国債（10 年債）の利率の平均値により設定
物価上昇率	0.0%	物価変動は考慮しない
リスク調整値	—	民間事業者に移転するリスクについては、定量化が困難であるため考慮しない

2) 評価結果

以上の前提条件により、本事業を市が直接実施する場合とDBO方式により実施する場合の事業期間を通じての財政負担額を算出し、現在価値に換算した上で比較した。その結果、DBO方式の方が6.7%程度財政負担の削減を見込むことができる。

項目	値	算出根拠
①市が自ら実施する場合 (現在価値ベース)	16,883,142 千円	交付金及び売電収入は控除
②DBO方式により実施する場合 (現在価値ベース)	15,750,336 千円	交付金及び売電収入は控除
③VFM (金額)	1,132,806 千円	①－②
④VFM (割合)	6.7%	③÷①

(3) 定性的評価

本事業をDBO方式により実施する場合における定性的評価、民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等の水準の評価を行う。

DBO方式により実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、次の効果が見込まれる。

1) 民間事業者に移転されるリスクの評価

計画段階であらかじめ事業全体を見通して「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」の考え方に基づいて、リスク分担を明確にすることにより、事業全体のリスク管理を効率的かつ効果的に行うことが可能となり、過度な費用負担を抑制することができる。

2) 公共サービス等の水準の評価

① 設計・施工及び運営・維持管理の一括実施による民間ノウハウの活用

本事業では、事業者が本施設の設計・施工及び運営維持管理を一括して実施することに

より、各業務間で相互に民間ノウハウが活用され、効率的かつ効果的な事業実施が可能となる。

② 長期包括的施設運営による運営内容の向上

運営管理に加えて物品・用役調達及び点検・補修等を包括的にかつ長期間にわたって実施することにより、運営・維持管理期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

(4) 総合評価

本事業をDBO方式により実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、6.7%程度の縮減を期待することができるとともに、効率的かつ効果的なリスク管理及び公共サービス等の水準の向上を期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて、特定事業として選定する。